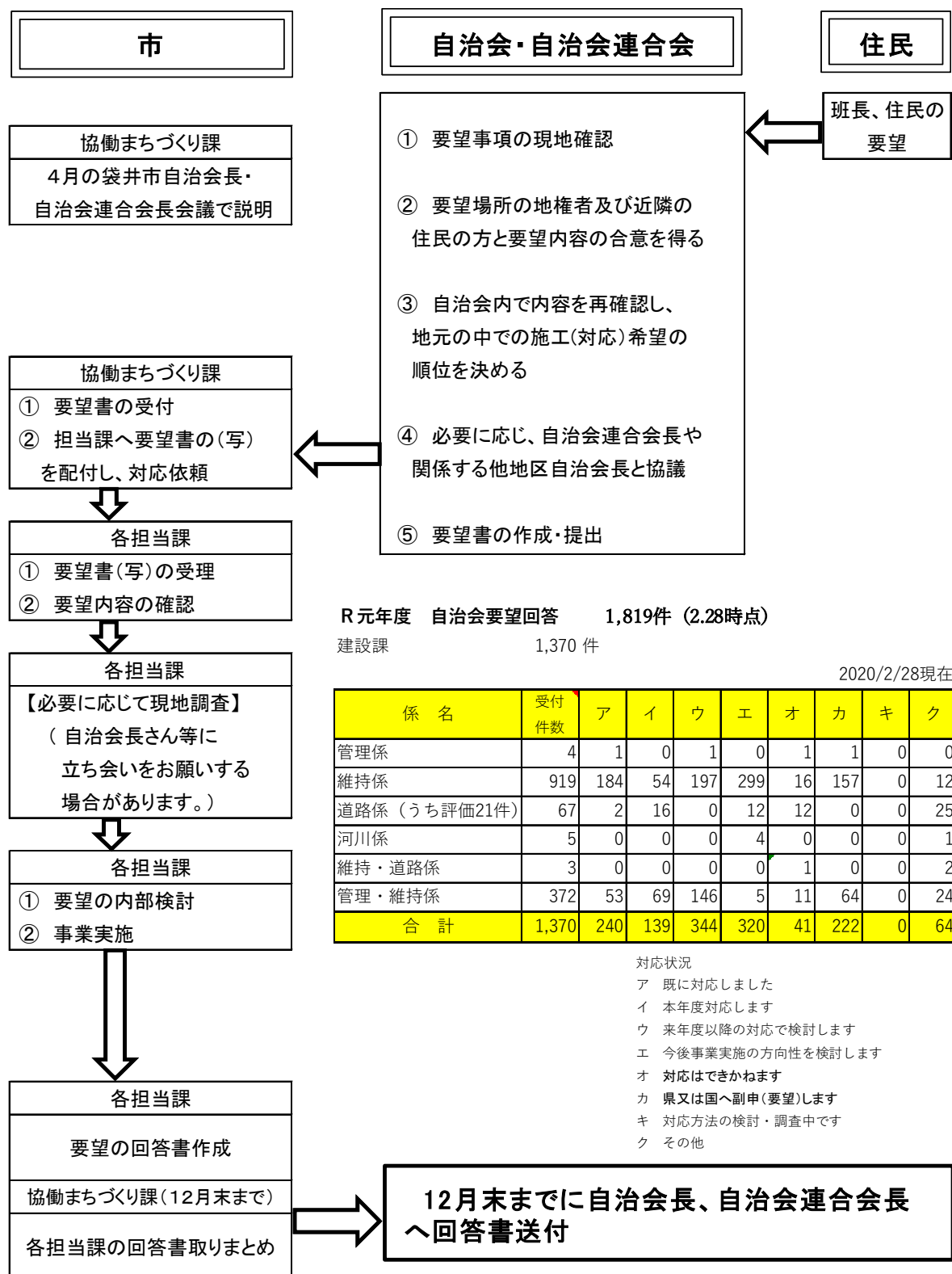


5

その他

1. 整備・維持管理（生活道路）の手法・事例等

■ 地元要望に関する手続きフローについて

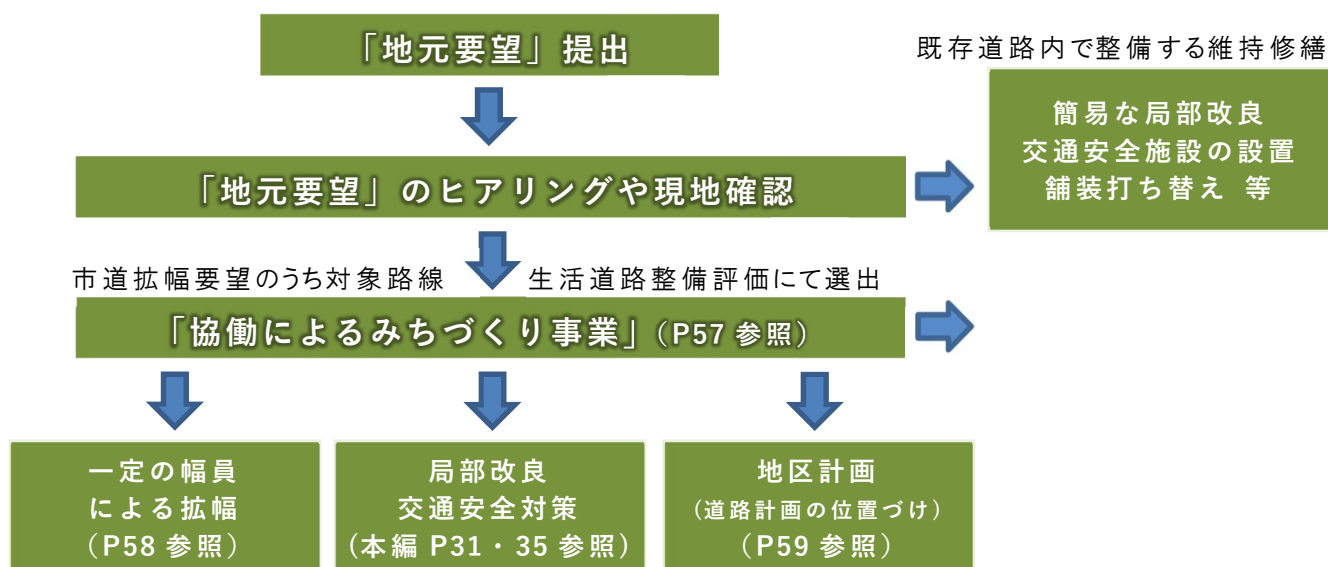


■「生活道路」の整備について

今後の整備は、「基本方針」の考え方に基づいて、「協働によるみちづくり事業」の内容充実を図り、効率的な整備が進められるよう、解決に至るプロセスと整備方法を地域と共に考えるように改めます。

具体的には、「人間重視」の空間を念頭に置き、自転車、自動車などがそれぞれ遠慮なく、快適・安全に通行・走行できるような道路空間の整備を進めていきます。整備方法では、地域との事前調整を経て、目指すべき基本的な幅員での拡幅や局部改良、速度抑制などの規制・誘導による交通安全対策、まちのルールづくりである「地区計画」など、これまでより幅広く、かつ複数の方法から、起きている課題やニーズに合った柔軟な整備方法を選択できるよう進めていきます。

◆「生活道路」の整備フロー



■協働によるみちづくり事業

「協働によるみちづくり事業」は、地域が主体となり、開催形式並びに参加対象者、人数等を調整し、市が支援して進めていきます。自治会等から提出された要望路線は、「生活道路整備評価」により「事業化準備路線」が選出され、地域の課題やニーズの解決のため、地域と共に考えるワークショップを積み重ね、整備方法や設計、用地提供などの合意を経て、「事業化決定」・「取り止め」のいずれかが選択されます。

「事業化決定」しますと、4年目には市で測量・調査・設計を行い、その成果である事業計画について地域へ報告いたします。その後、地域では、市へ道路予定地の所有権移転手続きと支障となる物件撤去を進めていただき、市では、それらの完了が確認され次第、道路工事を行います。事業完了までの期間は、要望路線の工事規模（面積・延長・構造物の種類）や地域の協力具合にもよりますが、目標としては要望書提出から5年目に工事着手できるよう進めていきます。

「取り止め」になりますと、以後、同様の要望が提出されても、取り止めに至った経緯が地域で改善されるまで受け付けいたしません。

◆スケジュール（イメージ）

1 年目													2 年目													3 年目													4 年目													5 年目												
地元要望提出→ヒアリング、現地確認													協働によるみちづくり事業（地域と共に考える期間）																										事業着手													工事着手												
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8												
自治会要望提出期間																																																																
生活道路評価 事業化準備路線決定																																																																
													解決に向けての話し合い																																																			
													合意形成に向けての話し合い																																																			
													整備方法決定・取り止め																										事業化決定・取り止め													事業計画報告												
													●																										●													●												
													説明会																																																			
													概略設計																										測量・調査・設計																									
													●																										●																									
																																							用地の所有権移転手続き、物件の撤去																									
																																																				工事着手												
																																																				●												

■「生活道路」の目指すべき基本的な幅員について

生活道路として目指すべき基本的な幅員は、下表の考え方にに基づき、それぞれ幅員と道路構成を「協働によるみちづくり事業」にて決定します。

なお、生活道路の整備は、市道認定路線を対象とし、地域の調整事項としては、用地の寄付や支障物件の自主撤去、支障電柱の民地への移転同意があります。

道路幅員の設定の考え方	用途 地域	目指す 幅員	道路構成（内訳）
歩行者・自転車等が優先される道路。 道路内でのクルマのすれ違いは原則として 待避所で行う（設置は任意とします）。 緊急車両の通行と建築基準を考慮する。 クルマの日当たり交通量は 100 台未満を想定。 （イメージではピーク時 5 分弱で 1 台程度）	—	4.0m	路肩-車線-路肩 0.5-3.0-0.5 車道幅員 4 m 道路
歩行者・自転車等が優先される道路。 車道は 1 車線、幅員 3.0m を設ける。 歩行者や自転車がいないければ、路肩を利用し、 クルマとクルマのすれ違いが出来る。 クルマの日当たり交通量は 500 台未満を想定。 （イメージではピーク時 1 分で 1 台程度）	外	5.0m	路肩-車線-路肩 1.0-3.0-1.0
	内	6.0m	路肩-車線-路肩 1.5-3.0-1.5
【対象路線】 すでに市道認定されている道路 【地域の調整事項】 ①関係者の合意 ②用地の寄付 ③支障物件の所有者か、自治会による自主撤去 ④支障電柱の民地への移転同意			

■地区計画 ～じっくり、ゆっくりとまちづくり～

◆地区計画とは、

地区計画は、昭和 55 年(1980 年)にできた都市計画制度の 1 つで、地区レベルのまちづくりを可能とする制度です。具体的には、地区の目標や将来像（地区計画の方針）や用途地域ごとの決まりに加えて、建物を新築・増築・改築する際のルールを決めることができます。

◆地区計画に定めることができるルール



定めることができるルール(例)

- 建築物の用途(種類)
- 建ぺい率・容積率
- 建築物の高さ
- 外壁の後退距離
- 盛土の制限
- 垣・柵の種類
- 屋外広告物等の制限
- 地区施設
(道路・公園・調整池)の配置

◆「道路計画」を位置づけることで、

地区計画は、地域（地権者等）によりその案を作成し、それに対し市が都市計画法に基づき都市計画決定をしていきます。この地区計画の中では、将来道路とする配置や幅員を位置づけることができます。位置づけた道路計画は、都市計画法により担保することとなることから、地域の意思を表現するうえで非常に有効（重要）なものとなります。

地区計画を適用した際には、道路整備の優先順位が高くなるほか、地域全体で考えた計画となることから整備された際には住みやすく、災害に強いまちを形成することができます。

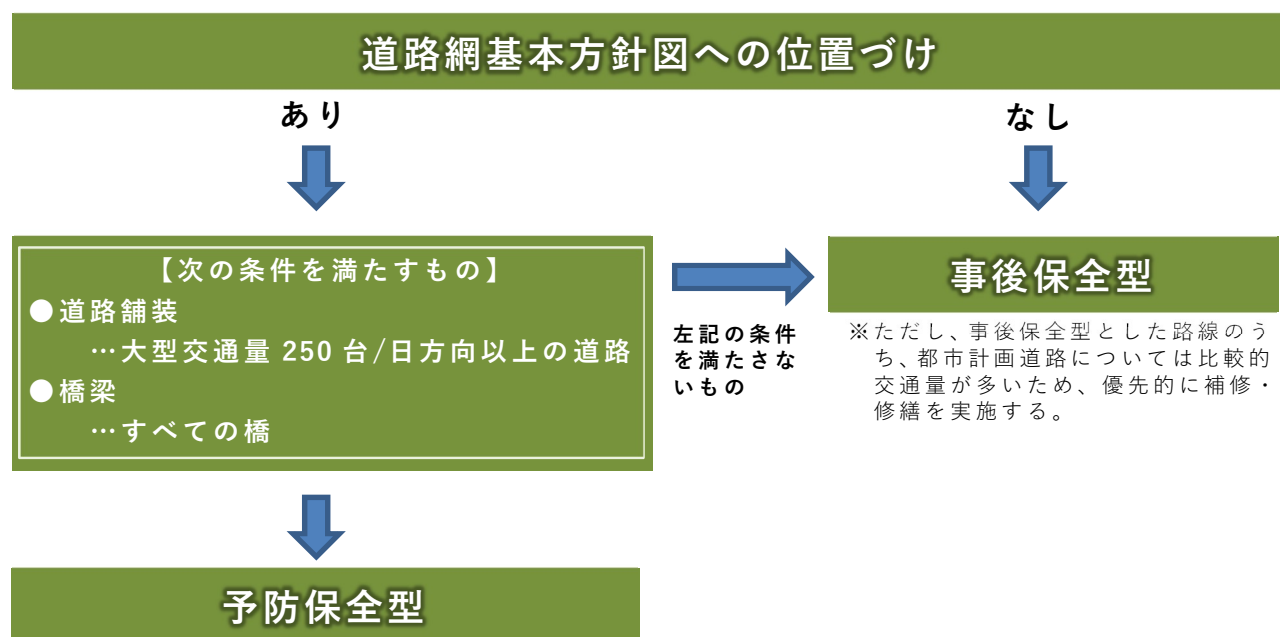
■今後の維持管理について

今後、「予防保全型」と「事後保全型」の管理方法については、道路の位置づけにより管理方法を定め、計画的かつ効率的な維持管理を進めます。

道路舗装において「予防保全型」とする道路は、「道路網基本計画」において定める主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路のうち、大型自動車交通量が1日1方向250台以上ある道路とし、これら以外の道路は、舗装の劣化が遅く、構造的な損傷が少ないものと考えられるため、引き続き、従来通りの「事後保全型」を主体とし、舗装が損傷した段階で修繕を行います。ただし、「事後保全型」とした路線のうち、都市計画道路については、比較的自動車交通量が多いため、優先的に維持管理を行います。

橋梁において「予防保全型」とする橋は、「道路網基本計画」において定める主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路に架かる橋梁について優先順位を付し、維持管理を行います。それ以外の橋梁は、引き続き、従来通りの「事後保全型」を主体とした維持管理を行います。ただし、平成25年の道路法改正により義務付けられた5年に1回の近接目視等による点検の結果により、早期措置段階に達したものについては優先的に維持管理を行います。

◆道路舗装・橋梁の維持管理フロー



2. SDG s との関係性



…本方針が担う取組となります。

■ 総合計画の取組とSDG s の関係性

総合計画の 施策体系		SDGs における 17 の目標																
政策	取組	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水衛生	エネルギー	雇用	イノベーション	不平等	都市	生産消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
1 子どもがこやかに育つまちを目指します	1 みんなで支え合う子育て環境の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2 未来に輝く若者の育成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します	1 生涯あわせに喜ぶ健康づくりの推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3 安心できる地域医療の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5 親しみやすい市民スポーツの推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3 快適で魅力あるまちを目指す	1 暮らしが良くなる都市拠点の創出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2 誰もが移動しやすいまちづくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3 花と緑と水のまちづくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4 恵みある河川・海岸づくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5 豊かな環境の醸成と継承	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4 活力みなぎる産業のまちを目指します	1 産業の新たな展開の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2 戦略的な観光の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3 経営力の高い農業の振興	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4 魅力的な商業の振興	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5 安全・安心に暮らせるまちを目指します	1 地震災害に強いまちづくりの推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2 治水・治山対策の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3 交通安全・防犯対策の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4 消防・救急救助体制の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5 安全な水の安定供給	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6 市民がいきいきと活躍するまちを目指します	1 市民と行政の協働によるまちづくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2 教養ゆたかな人づくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3 共生社会の確立	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

3. 本方針の策定体制

本方針の策定にあたっては、庁内検討委員会・幹事会による調査・検討をはじめ、市議会や都市計画審議会から意見を聴取するなど、次に示す体制により策定作業を進めました。

■ 策定体制



